

サーム FC ジュニア 保護者会会則

第1条（名称及び事務局）

この会はサームフットボールクラブジュニア（サーム FC ジュニア）保護者会とし、事務局を会長宅におく。

第2条（目的）

この会はサーム FC ジュニアの運営とそれに伴う援助・協力をすることを目的とし活動する。

第3条（組織）

児童がサーム FC ジュニアへ入会と同時に、その保護者も全員が保護者会に入会したものとし会員となる。

第4条（役員）

この会は次の役員を置き、総会において選出する。役員の任期は1年とする。

できる限り継続する役員を選出しない。また、役員選出は原則として指導者を除き、保護者会会員より選出する。

- ① 会長 1名 （6学年保護者会会員より選出）
- ② 副会長 2名 （5学年保護者会会員より軽井沢 JFC 会長を選出
6学年保護者会会員より小諸 JFC 会長を選出
各 JFC 会長はサーム FC ジュニア副会長と兼任とする）
- ③ 会計 1名 （春原総監督が代行）
- ④ 学年代表 各学年1名（必要に応じて各学年副代表を1名選出することができる）
- ⑤ 会計監査 2名 （学年代表より小諸 JFC 所属1名、軽井沢 JFC 所属1名の計2名）

第5条（役員の会務）

- ① 会長 会務を統括する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長が事故・病気などの時は、その職務を代行する。
また、サーム FC ジュニア会計の補佐を行う。
*小諸 JFC 会長として小諸 JFC の会務・会計を統括し、傷害保険の取りまとめを行う。
*軽井沢 JFC 会長として軽井沢 JFC の会務・会計を統括する。
- ③ 会計 会の会計を統括する。
- ④ 学年代表 各学年を取りまとめる。また、連絡事項を会員に連絡する。
*学年副代表は学年代表を補佐し、学年代表が事故、病気などの時は、その職務を代行する。
- ⑤ 会計監査 会の会計と共に、小諸 JFC・軽井沢 JFC を監査する。

第6条（総会）

- ① 総会 年1回（但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる）
- ② 臨時総会は会長が必要と認める時、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催しなければならない。
- ③ 総会は会長が招集する。
- ④ 総会を招集する時は、全員に対し、会議目的およびその内容並びに日時場所を示して、7日前までに通知しなければならない。
- ⑤ 総会の議決権は、1家庭につき保護者1名が1票とする。
- ⑥ 総会は会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。また、委任状の指定がない場合は議長が決するものとする。
- ⑦ 総会の議事は出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第7条（役員会）

会の中に役員会を置く。役員会は第4条で定める役員を持って構成する。

第8条（運営費）

この会の費用は、会費およびその他をもって運営費にあてる。

第9条（会計）

この会の会計年度は、毎年4月1日~翌年3月31日までとする。

第10条（事務局の任務）

- *選手登録の補佐を行う（日本サッカー協会）。
- *チームメンバーおよび指導者のスポーツ傷害保険加入を行う。
- *役員名簿一覧、チームメンバー及び会員名簿を作成する。
- *会員の連絡先（LINE）を把握し、一斉連絡できる環境を整える。
- *会員への連絡事項は行事案内など、必要に応じてLINEにて連絡、または印刷物を作成し配布する。
- *チームメンバー及び会員の変更に伴う対応を行う。
- *体育協会等へ報告するための活動実績及び会計決算を作成する。
- *チーム備品等の管理を行う。
- *会費の徴収・入退団などの手続きを行う。

第11条（募集）

チームメンバーの募集は随時行い、各学年代表がその窓口となり対応する。

第12条（事故責任）

活動中の傷害および事故については、原則として指導者および役員は一切責任を問われない。

第13条（会員義務）

必要な行事に参加する児童には、その保護者が同行することを基本とする。

会員として以下のことを実行しなくてはならない。

- ①金銭徴収（年会費、行事参加費は指定された期日までに納める）。
- ②練習・遠征試合の選手の送迎及び荷物の運搬。
- ③チーム運営より依頼があった行事の運営、補助。

第14条（会費）

会費は、入団時に入会金と、入団以降は年会費、行事参加費を納めるものとする。

会費の納入は入団月の翌月からとし、傷害保険の加入も会費の納入と同時を基本とする。

ただし、選手登録を急ぐ場合には柔軟に対応する。

2. 活動に関わる費用負担

チームの活動費は、主に入会金、年会費及び行事参加費によってまかなう。

①年会費

前期・後期それぞれ下記の金額を納める。

（1～3年生） 半期 12,000 円ずつとし、年間 24,000 円

（4～6年生） 半期 18,000 円ずつとし、年間 36,000 円

前期分は4月以内、後期分は9月以内を目安に練習日に合わせて会計あるいは役員に納める。

途中入会の場合の年会費は、月割を適用して納める。

（1～3年生） 月当たり 2,000 円

（4～6年生） 月当たり 3,000 円

*会費納入袋を領収書とし、前期・後期納入後、一括して会員に返却する。

*年会費について、一年間の一括納入はせず、必ず半期ごとの納入とする。また、途中退会の場合でも返却はしないものとする。

*休会の取り扱いについては、役員会にて協議し、必要に応じて手続きをとるものとする。

②行事参加費

行事に参加する場合、その費用の一部を受益者負担とする。

参加者は決められた期間のある場合はその期間内に、その他前週の練習日あるいは、当日までに納める。

第15条（体験入団について）

体験入団は随時行い、その期間は初回の体験入団日より1ヶ月間とする。

活動中の傷害、事故については、原則として指導者および役員は一切責任を問われない。

また、傷害保険未加入状態となるため、同意書に署名を頂いてからの参加とする。体験入団中は有事の際に備え、参加児童の学年を問わず保護者同伴を基本とする。

第16条（会則の変更）

会則の変更は、総会において過半数以上の賛同を得て決定する。

第17条（個人情報の取り扱い）

会務により知り得た個人情報については、目的以外には一切使用しないものとする。

また、役員を終えた場合は、適切に処理を行うものとする。

第18条（その他）

連絡方法について

チーム及び会より連絡事項を全員に伝えるために、会長は役員名簿一覧を作成し、サーム FC ジュニア事務局へ連絡する。また、連絡はコミュニケーションアプリの LINE を基本とし、会員は各学年グループ LINE に参加する。ただし、あくまで LINE は任意とし、希望があればその他の連絡方法を検討する。

通常の連絡については、サーム FC ジュニア事務局、または監督・コーチから各学年に連絡する。

欠席の場合の連絡については、各学年代表がとりまとめ、コーチへ連絡する。